

# 国際定期コンテナ航路 利用促進事業補助金のご案内

平成31年4月1日～令和2年3月31日【令和元年10月改正】

浜田港発着の国際コンテナ航路を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を補助します。

※1 TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位

区分	対象者	要件	単価	上限額
①航路新規利用支援	浜田港を初めて利用し輸出入を行った者	1～50TEU 〔※初回利用から1年間を対象〕	2万円/TEU	100万円
	【東南アジア・台湾プレミアム】 新たに東南アジア(注1)・台湾間の輸出入(注2)		加算 1万円/TEU	50万円
	【石見地域外利用】 石見地域以外からの輸出入(高速道料金としての支援)		加算 1万円/TEU	50万円
②輸出促進支援	30TEU以上の<輸出>を行った者	30～100TEU	1万円/TEU	100万円
③輸出入促進支援	250TEU以上の輸出入を行う計画があり、かつ事前協議が整った者	250～400TEU	1万円/TEU	400万円
	【1000TEU以上】 1000TEU以上の計画がある者	1000～1200TEU ※400TEUを超える部分	加算 2500円/TEU	200万円
④輸出入地域促進支援	水産品及び畜産用飼料の輸出入を行った者	50～150TEU	1万円/TEU	150万円
⑤リーファーコンテナ輸出入支援	リーファーコンテナ貨物での輸出入を行った者	1～50TEU	2万5千円/TEU	125万円

注：必要な要件を満たせば、1 TEUから支給対象します。(下記(注2)の該当を除く)

※補助金の対象は全てFCL貨物

※FCL貨物=1荷主の貨物だけで、コンテナ1本を満たす量の貨物こと.Full Container Loadの略。

※①と⑤の併給は可。その他の併給は不可。

※補助金は、予算の範囲内で交付となりますので、各者への補助金額が上限額を下回る場合があります。予め、ご了承ください。

※対象期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日の間に取扱った貨物が対象となります。

(注1) 東南アジア…ASEAN加盟国(インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス全10カ国)

(注2) 令和元年度は、既存荷主について東南アジア・台湾向け貨物の前年度比増加分を航路新規利用支援①の対象とする。

補助金のご利用につきましては、事前にお問い合わせください

お問い合わせ先： 〒697-0062 島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内  
 浜田港振興会 TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411  
 ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

浜田港振興会

検索